

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…一
  - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
  - 指定居宅サービス事業者の廃止……（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）…二
  - 指定居宅介護支援事業者の廃止……（同）…〇
  - 指定介護予防サービス事業者の廃止……（同）…四
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…三
  - 特定非営利活動法人の認定……（同）…三
  - 開発行為に関する工事完了……（同）…三
  - …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三
  - 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……（産業労働局商工部地域産業振興課）…三
  - …（産業労働局商工部地域産業振興課）…三
  - 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……（同）…三

### 告示

●東京都告示第千五百五十二号  
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十六年十一月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一日時 平成二十六年十二月四日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 長谷川興産株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 肥後 宏治
- (三) 主たる事務 豊島区東池袋三丁目一番一号 サンシ
- 所の所在地 ヤイン601五十七階
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六一一六号
- (五) 免許年月日 平成二十五年十二月二十日

●東京都告示第千五百五十三号  
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

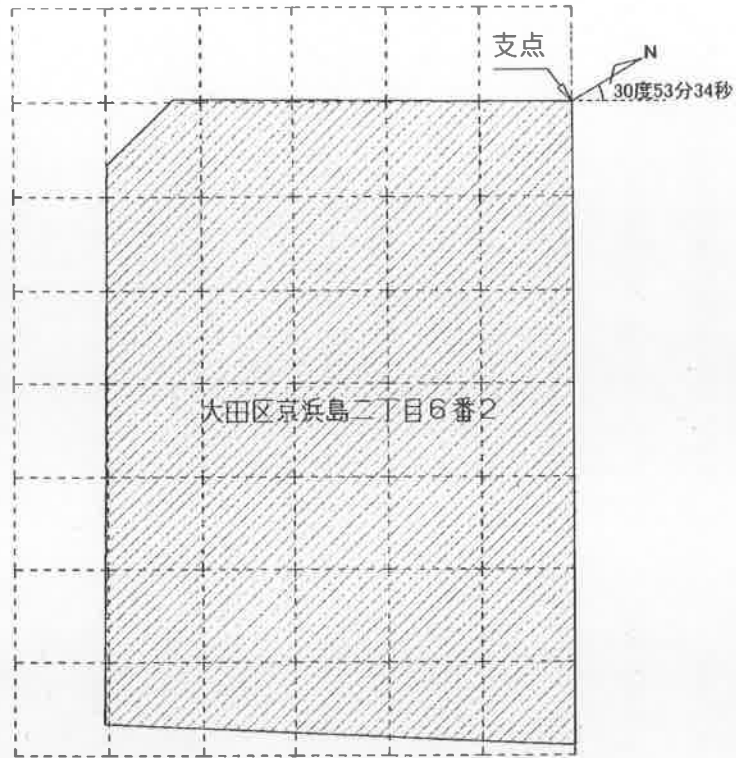
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区京浜島

二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域のうち規則第58条第4項第11号に該当する区域

【支点】

支点は、大田区京浜島二丁目6番2の最北端とする。

【格子の回転角度：30度53分34秒】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第三百三十一条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一